

# 路線価の確認をしましょう

相続税の申告が必要となる場合、土地の評価をする時には、評価方法には路線価方式と倍率方式の2種類があります。

路線価方式とは、市街地にある宅地の評価に用いる方法です。

その宅地が面している道路に付けられた1平方メートルあたりの価額（路線価）に面積を乗ずることによって評価額を計算します。

路線価が定められていない地域については、倍率方式で評価します。

どちらの方法で評価するかは、国税庁が毎年7月にホームページに公表する路線価図によって確認することができます。

自分の所有する土地の評価を是非してみてください。

国税庁ホームページより

